

健康保険・介護保険料率の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、令和3年3月(4月末納付分)から社会保険料率が変わりますのでお知らせ致します。

毎月の給与からの保険料徴収については、従来どおり別途お渡しする社会保険料一覧表により控除を行って頂き、今後の給与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。

令和3年3月からの社会保険料（本人負担分）

健康保険料

兵庫県内事業所 … 給与支給額（千円未満切捨て）× 5.12%

変更

大阪府内事業所 … 給与支給額（千円未満切捨て）× 5.145%

変更

介護保険料 … 給与支給額（千円未満切捨て）× 0.9%

変更

（40歳以上65歳未満の被保険者）

厚生年金保険料 … 給与支給額（千円未満切捨て）× 9.15%

変更なし

※ 健康保険料・介護保険料について、健康保険組合・厚生年金基金に加入している事業所は上記の料率と異なる場合があります

なお、給与の上限については、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）、厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円が上限となります。

※雇用保険料率についても平成29年4月以降変更ありません。（一般の事業0.3% 建設の事業0.4%）

※子ども・子育て拠出金率についても令和2年4月以降変更ありません。（本人負担なし）

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。

ぜひ、ご活用下さい。 URL:<http://rokyo.net> 「阪神労協」で検索

各種共済制度のお問い合わせ
お申し込みは、
労務協会担当者まで！